

1. 効力発生時期
2019年10月1日
2. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります。）

本約款は、2019年10月1日から実施します。

なお、2019年10月1日より前に本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金については、同年11月分の電気料金から本約款を適用します。

別紙2 燃料費調整

（変更前）

別表1：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1490
	β	0.2575
	γ	0.7179
燃料価格	X	33,500円
	Y	50,300円
基準単価（1キロワット時につき）		17 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

（変更後）

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1490
	β	0.2575
	γ	0.7179
燃料価格	X	33,500円
	Y	50,300円
基準単価（1キロワット時につき）		<u>17 銭 9 厘</u>

別紙3 契約種別および電気料金

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ファミリープラン従量電灯B
	ビジネスプラン従量電灯C

(変更前)

2. ファミリープラン従量電灯B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(b) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

(4) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款12条（電気料金の算定および支払条件等）1項に定める算定期間1月（以下「1月」といいます。）につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア以下	858 円 60 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,431 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,717 円 20 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 19 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 69 銭
上記超過1キロワット時につき	23 円 78 銭

(変更後)**(a) 基本料金**

基本料金は、本約款12条（電気料金の算定および支払条件等）1項に定める算定期間1月（以下「1月」といいます。）につき以下のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア以下	874 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,166 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,457 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,749 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 06 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 22 銭

(変更前)**3. ビジネスプラン従量電灯C****(1) 適用範囲**

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さま

の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売事業者から当社への契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金

1月の電気料金は、以下の各号に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 20 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 19 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 69 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 55 銭

(変更後)

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291 円 50 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>17 円 46 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>23 円 06 銭</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>24 円 90 銭</u>

別紙4 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

1. 照明用電気機器

(1) けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

(2) けい光灯

2次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	70

(3) 水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
40 以下	20	4.5
60 以下	30	7
80 以下	40	9
100 以下	50	9
125 以下	50	9
200 以下	75	11
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	350	75

2. 誘導電動機

(1) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	20	30	30	40

(b) 3 相誘導電動機（使用電圧200 ボルトの場合とします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロ ワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

(2) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計とします。

3. 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合とします。）

(1) 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(2) 交流抵抗溶接機

第(1)号の容量の50パーセントとします。

4. その他

1.から3.によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

別紙5 領収証等の発行手数料

領収証および支払証明書を書面にて発行する場合の発行手数料は以下のとおりとします。
なお、当該発行手数料は、消費税等相当額を含むものとします。

発行手数料	領収証（金額 5 万未満）	160 円/月
	領収証（金額 6 万未満）	360 円/月
	支払証明書	920 円/通

別紙3 契約種別および電気料金

1. 契約種別

契約種別は、以下のとおりとします。

(追加)

4. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (a) 契約電力が、原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1キロボルト1アンペアを1キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客様が希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより当社との本契約を締結する場合、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を引き継ぐものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定して頂きます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認致します。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは

200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(5) 電気料金

1月の料金は、いかに定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は別紙2（燃料費等調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費等調整）別表1（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円を下回る場合は、別紙2（燃料費等調整）1.(5)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費等調整）

1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費等調整）1.(5)によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	990円
---------------	------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、検針日が下記の場合は、その電気料金の算定期間に使用された電力量には夏季料金を、検針日がその他季の場合、その電気料金の算定期間に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円12銭	15円43銭

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。